

令和 6 年度
鶴岡市空き店舗解消リフォーム事業補助金
実施要領



令和 6 年 5 月
鶴岡市商工観光部商工課

1. 目的

本補助金は、本市の空き家、空き店舗等の遊休ストックの利活用の促進を図るため、市内の事業者・創業者・事業承継者等が新規開業に向けて店舗改装等を行う場合に、その初期費用の一部を補助するものです。

2. 用語の定義

この募集要領における用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 店舗

商品やサービスを提供する等の直接的に商業的な活動を行う場所。

(2) 創業

事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。

(3) 事業承継

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに前事業主の廃業届と事業承継者（新事業主）の開業届を提出した上で、前事業主の事業及び経営権・経営資源（従業員・資産・知的財産）を引き継ぐこと。

(4) 特定創業支援等事業

産業競争力強化法第127条に基づき、各市町村が創業支援事業等計画に定めるもの。

(5) 市街化区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により山形県が定める鶴岡都市計画区域に規定する市街化区域をいう。

(6) 中心市街地

鶴岡市中心市街地活性化基本計画（平成30年4月策定）第2章第2項に規定する本市の中心市街地の区域をいう。

3. 補助対象者

次のすべての条件を満たす方が対象となります。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有し、小売業、飲食業、サービス業を営む者であること。

(2) 創業者及び経営経験のない事業承継者については、各市町村の定める特定創業支援等事業を受けていること。

(3) 週4日以上営業すること。

(4) 令和7年3月31日まで工事代金の支払いが完了しかつ店舗の営業を開始すること。

(5) 物件の所有者（所有者が法人の場合はその代表者）と以下の関係にないこと。※

（物件を取得する場合は、売主と以下の関係にないこと。）

①同一法人等に属している

②同一世帯である

③生計を一にしている

④3親等以内の親族である（ただし、補助対象者（法人の場合は代表者）が県外から移住する場合は、この限りではない。）

※ただし、事業承継をする場合はこの限りではない。

(6) 市税の滞納がないこと。

※ただし、以下に該当する事業者については、補助対象外となります。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業、その他公序良俗に反するもの。

②宗教活動・政治活動を目的とするものや、遊技場に分類される娯楽業等。

③鶴岡市暴力団排除条例（平成 24 年鶴岡市条例第 6 号）第 6 条の規定に該当するもの。

④その他、市長が適切でないと判断するもの。

4. 補助対象事業

補助対象者が市内の空き家及び空き店舗を活用し、新規開業に向けた店舗改装を行う事業、及び事業承継に伴う承継店舗の改装を行う事業とします。

ただし、補助対象者が市内で事業を行っている期間が申請日時点で5年を超える場合にあっては、市街化区域又は中心市街地において実施するものに限ります。

※以下に該当する場合は対象外とします。

①空き家及び空き店舗へ移転することにより、既に営業している店舗が空き店舗となるもの。（ただし、中心市街地以外の地域から中心市街地へ移転する場合または店舗の拡大を伴う場合を除く。）

②第三者への転貸を目的として行われる事業であるもの。

③収益性・計画性が乏しく、実現可能性が低いと判断されるもの。

④その他、市長が適切でないと判断するもの。

5. 補助対象物件

対象となる空き家及び空き店舗は、店舗、住居、物置、納屋、または資材置き場等に利用されている状態でないものとします。（ただし事業承継に関しては承継する既存店舗を対象とします。）

6. 交付見込件数・対象エリア

交付見込件数及び事業の対象エリアとしては、以下のとおりとします。

(1) 中心市街地開業枠（見込認定件数：3件）

(2) 市内開業枠（見込認定件数：3件）

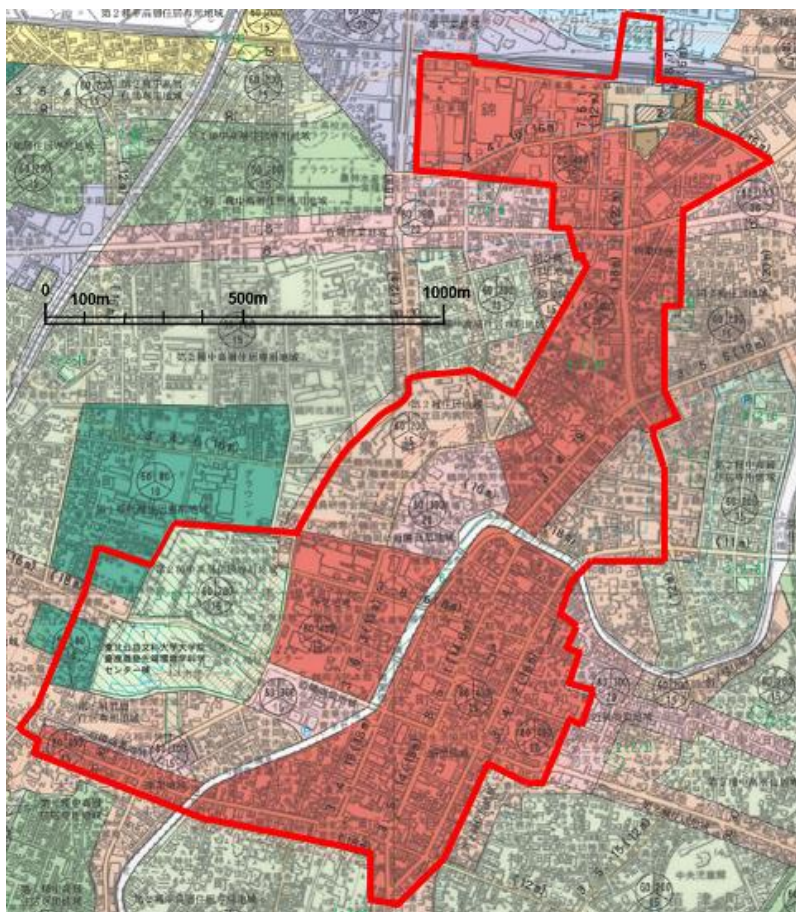
枠	中心市街地開業枠 (交付見込 3 件)	市内開業枠 (交付見込 3 件)	
対象エリア	中心市街地	市街化区域 (中心市街地以外)	左記以外の地域
補助対象者	鶴岡市内で 5 年以上事業を営む者		
	上記以外の者（創業者・ 事業承継者 等）		

※ただし、中心市街地開業枠を優先します。

(参考)

■中心市街地（赤枠内）■

鶴岡市中心市街地活性化基本計画（平成 30 年 4 月策定）第 2 章第 2 項に規定するエリア



■市街化区域■

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の規定により山形県が定める鶴岡都市計画区域に規定するエリア

（鶴岡市街地及び大山・湯野浜・藤島・温海の一部地域）

→[こちら](#)をご参照ください。

7. 補助率・補助額

補助率…補助対象経費合計額の 1/2 以内

補助上限額…50 万円（1,000 円未満切り捨て）

8. 補助対象経費

税込金額で、以下の経費を対象とします。

- (1) 内外装工事
- (2) 給排水設備工事
- (3) 冷暖房・空調工事
- (4) 電気・照明工事
- (5) 附帯設備の設置工事

※ただし、下記の経費は対象外となります。

- ①同一の経費について、国、県、市等から他の補助金等の交付を受けているもの
- ②店舗と一体的ではない汎用性のある備品（埋め込み型でないエアコン、パソコン、照明器具等、他の施設においても運用可能なもの）に要する費用
- ③住居部分など、直接事業の用途に付さない部分に要する費用
- ④建物の共益部分に係る工事費用
- ⑤間接経費（振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代など）
- ⑥その他、市長が適切でないと判断するもの

9. 補助対象期間

令和6年5月31日（金）～令和7年3月31日（月）

※補助金の交付決定後に工事着手（契約）し、補助対象期間内に工事及び工事に係る支払いを完了してください。

※事業承継にあっては、開業日（開業届に記載されている日）及び補助金交付決定日以降に工事着手（契約）してください。（ただし、開業日と補助金交付決定日について前後は問いません。）

※補助対象期間内に店舗の営業を開始してください。

10. 交付申請期間

令和6年5月31日（金）～令和7年2月28日（金）

補助は予算の範囲内で行い、予算がなくなり次第、受付終了となります。

11. 補助金交付申請

【提出書類】

- (1) 令和6年度鶴岡市空き店舗解消リフォーム支援事業申請書（様式第1号(第3条関係)）
- (2) 事業計画書（様式第2号(第3条関係)）
- (3) 収支予算書（様式第3号(第3条、第13条関係)）
- (4) 事業概要書（別記様式(第7項関係)）

- (5) 不動産賃貸契約書の写し
(物件を取得する場合は、売買契約書の写しまたは不動産登記簿謄本の写し)
- (6) 商業登記簿謄本の写し (法人の場合、申請の 3 か月以内に発行されたもの)
- (7) 支出の根拠となる見積書 (工事内容の内訳がわかるもの)
- (8) 改装前の建物の外観・内観、改装個所のわかる写真
- (9) 市税納付状況の照会に係る届出 (別記様式(第 5 条関係))
- (10) 特定創業支援等事業を受けたことを証する書類 (創業者及びこれまで経営経験のない事業承継をする者)
- (11) その他市長が必要と認める書類

【書類の提出先】

鶴岡市役所 5 階 商工観光部商工課 企業振興班

※申請書の提出にあたっては、必ず事前にご連絡をお願いします。

1 2. 補助金交付の決定

補助金交付が決定した方には、申請から 1 0 日間を目途に、「補助金交付決定通知書」を発行します。

1 3. 事業計画の変更

交付決定事業者は、事業内容や事業実施期間、経費の変更 (補助対象経費の合計額の 2 割以上の増減) があるときは、必ず事前にご連絡をお願いします。変更申請書の提出が必要な場合があります。

1 4. 実績報告書の提出

改装工事が完了し、施工業者への支払が完了した日または店舗の営業を開始した日のいずれか遅い日より 3 0 日以内に、下記の書類をご提出ください。

【提出書類】

- (1) 令和 6 年度補助事業等実績(状況)報告書 (様式第 9 号(第 11 条、第 13 条関係))
- (2) 事業報告書
- (3) 収支計算書 (様式第 3 号(第 3 条、第 13 条関係))
- (4) 領収証等、支払を証明できる書類の写し
- (5) 改装後の改装個所がわかる写真
(改装前の写真と対比できるように、同じ位置から撮影してください。追加工事があった際は、改装前の写真も併せてご提出ください。)
- (6) 開業届の写し (創業者及び事業承継者)
- (7) 廃業届の写し (事業承継の場合、前事業主提出のもの)
- (8) その他市長が必要と認める書類

1 5. 補助金額の確定

実績報告書の提出後、内容を精査し問題がない場合、提出から 1 0 日間を目途に補助金額を確定し

ます。

額が確定した後、市から「補助金の額の確定通知書」を発行いたします。

16. 補助金の交付

補助金の交付については、事業完了後の精算払いとなります。

「補助金の額の確定通知書」を受理した後、事業者から市に対し、市指定の請求書を提出していただきます。提出から半月を目途に、市から事業者の指定口座に補助金が振り込まれます。

17. 補助事業の取消し・補助金の返還

申請者（補助対象者）の責に帰属する事由により、補助金の交付決定の内容または条件に違反、補助金を他の用途に使用した場合、不作為等により事業が計画通り進捗していない場合などが市で認められたときは、補助金の一部もしくは全額を返還していただく場合があります。

18. 情報公開

採択事業については、事業名、事業概要、申請者の名称及び代表者名をホームページ等で公表することがあります。当該項目の公表については、申請者の了解を得たものとさせていただきます。

19. その他の注意事項

補助完了後に、事業開始後の運営状況に関する調査にご協力いただきます。

20. お問い合わせ

鶴岡市商工観光部 商工課

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9-25

TEL：0235-35-1299(商工課直通) FAX：0235-25-7111

E-mail：shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

ご不明な点等がございましたら、上記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。